

# 周南市道路位置指定等申請要領

周南市建築指導課 令和2年7月22日改正

## 第1章 総則

### 1. 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置指定の申請及び周南市建築基準法施行細則（平成15年周南市規則第174号。以下「規則」という。）第15条の規定による私道変更・廃止承認の申請について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条並びに第10条及び規則第13条から第16条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要領に定めのないものについては、開発許可ハンドブック（一般社団法人山口県建築士会発行）（以下「ハンドブック」という。）及び周南市における開発許可等審査基準（以下「審査基準」という。）に準じるものとする。

### 2. 適用範囲

この要領は、次に掲げるものに適用する。ただし、ハンドブック及び審査基準における一体の開発行為に該当し、都市計画法第29条の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けなければならない行為に該当するものを除く。

- (1) 指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）及び指定道路を利用する建築物の敷地となる区域（以下「造成区域」という。）。
- (2) 指定道路及び造成区域の面積の合計が1,000㎡未満のもの。

## 第2章 手続き

### 1. 書類

手続きに使用する図面等の用紙の大きさは、原則としてA4判又はA3判とし、A4に折り込みとする。

### 2. 事前協議

- (1) 道路の位置の指定を受けようとする者は、指定道路の築造前（既存の道路の指定の場合は道路位置指定申請等の前）に、市長に下記に掲げる図書を提出するものとする。提出部数は、「正本」「副本（写しで可）」の計2部とする。

(表1) 事前協議に必要な書類

添付順序	図面等の名称	明示すべき事項	備考
1	道路位置指定事前協議書（要領第1号様式）	様式内の各項目	
2	委任状	委任事項等	任意書式

3	付近見取図	方位、縮尺、指定道路の位置、目印となる地物等	標準縮尺 1/2500、 1/50000
4	地籍図（公図）の写し	方位、縮尺、指定道路の位置、指定道路の延長及び幅員、事前協議時点における指定道路の土地の地番、地目及び所有者名、複写年月日及び氏名、その他地形上特記すべき事項（土地の高低差等）	標準縮尺 1/500、 1/600
5	計画平面図	方位、縮尺、指定道路の各寸法（幅員、中心線の長さ、すみ切りの大きさ、転回広場の幅員及び長さ、転回広場の間隔）、指定道路の勾配、側溝、縁石等の指定道路の位置を明示する構造物、擁壁、安全施設（ガードレール、カーブミラー等）、電柱等の工作物、土地の高さ、指定道路が接続する既存の道路の種別及び幅員、造成区域で建築物の敷地となる土地の敷地割及びその敷地の面積、指定道路により新たに道路斜線制限を受ける既存建築物の位置及び道路斜線制限適合状況	標準縮尺 1/100、 1/200 幅員や勾配の変化する点及び道路が屈曲する点においては、中心線上に符号を設定する等し、道路の形状が明確になるよう表現すること
6	変更前平面図 （道路の変更又は廃止の場合のみ必要）	方位、縮尺、変更又は廃止する既存の位置指定道路（以下「既指定道路」という。）の各寸法（幅員、長さ、すみ切りの大きさ、転回広場の幅員及び長さ、転回広場間隔の間隔）、既指定道路の勾配、側溝、縁石等の既指定道路の位置を明示する構造物、擁壁、安全施設（ガードレール、カーブミラー等）、電柱等の工作物、土地の高さ、既存建築物の位置、既指定道路が接続する既存の道路の種別及び幅員、既指定道路を利用する建築物の敷地となる土地の敷	標準縮尺 1/100、 1/200

		地割及びその敷地の面積、変更する部分	
7	排水計画図 (計画平面図と兼ねることができる)	方位、縮尺、指定道路及び造成区域の排水に必要な側溝等排水施設の位置、排水施設の構造図、排水経路	標準縮尺 1/100、 1/200 表面水及び側溝等の排水経路を矢印で明示すること
8	道路横断面図	縮尺、指定道路の舗装の構造、排水施設、勾配、幅員、境界線	標準縮尺 1/30、 1/50
9	道路縦断面図	縮尺、指定道路の中心線の長さ、高低差、勾配	標準縮尺 1/30、 1/50
10	求積図	縮尺、各地番ごとの求積、指定道路の面積の合計、指定道路及び造成区域となる土地の面積の合計	標準縮尺 1/100、 1/200
11	その他、市長が必要と認める書類	適宜、必要な事項	

- (2) 指定道路の築造工事は、市長から事前協議完了の通知（要領第 2 号様式）を受けた後、着手するものとする。
- (3) 全体計画が 1,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、指定道路の事前協議に先立ち、周南市建築指導課開発指導担当と協議を行うこと。

### 3. 道路位置指定申請

- (1) 道路の位置の指定を受けようとするものは、指定道路の築造後、市長に下記の書類により道路位置指定を申請するものとする。提出部数は、「正本」「副本（写しで可）」の計 2 部とする。

(表 2) 道路位置指定申請に必要な書類

添付順序	図面等の名称	明示すべき事項	備考
1	道路位置指定申請書・通知書（規則別記第 7 号様式）	様式内の各項目	正本は申請書 1 部、 副本は通知書 1 部
2	委任状	委任事項等	任意書式
3	道路位置標示届（規則別記第 10 号様式）	様式内の各項目	正本 1 部のみ（副本には添付不要）
4	道路位置指定承諾書（規則別記第 8 号様式）	様式内の各項目	次の者すべての承諾が必要（指定道路の

	式)		土地の所有者、その土地又は土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者、指定道路を基準に適合するよう管理する者) 承諾する者の実印の押印が必要 法定外公共物の所有者については、承諾書に代えて、加工承諾書又は協議書を添える
5	印鑑登録証明書	道路位置指定承諾書に押印されたすべてのもの	土地登記事項証明書と印鑑証明の氏名及び住所が一致すること。ただし、住民票等により両者が同一であることが明らかな場合を除く。
6	土地登記事項証明書	—	指定道路の土地の地目が公衆用道路になっていること
7	付近見取図	方位、縮尺、指定道路の位置、目印となる地物等	標準縮尺 1/2500、 1/50000
8	地籍図（公図）の写し	方位、縮尺、指定道路の位置、指定道路の延長及び幅員、指定道路の土地の地番及び地目、指定道路の土地の所有者名、複写年月日及び氏名、その他地形上特記すべき事項（土地の高低差等）	標準縮尺 1/500、 1/600

9	計画平面図	方位、縮尺、指定道路の各寸法（幅員、中心線の長さ、すみ切りの大きさ、転回広場の幅員及び長さ、転回広場間の間隔）、指定道路の勾配、側溝、縁石等の指定道路の位置を明示する構造物、擁壁、安全施設（ガードレール、カーブミラー等）、電柱等の工作物、土地の高さ、既存建築物の位置、指定道路が接続する既存の道路の種別及び幅員、造成区域で建築物の敷地となる土地の敷地割及びその敷地の面積、指定道路により新たに道路斜線制限を受ける既存建築物の位置及び道路斜線制限適合状況	標準縮尺 1/100、 1/200 幅員や勾配の変化する点及び道路が屈曲する点に符号を設定する等し、道路の形状が明確になるよう表現すること
10	変更前平面図 (道路の変更又は廃止の場合のみ必要)	方位、縮尺、既指定道路の各寸法（幅員、長さ、すみ切りの大きさ、転回広場の幅員及び長さ、転回広場間の間隔）、既指定道路の勾配、側溝、縁石等の既指定道路の位置を明示する構造物、擁壁、安全施設（ガードレール、カーブミラー等）、電柱等の工作物、土地の高さ、既指定道路が接続する既存の道路の種別及び幅員、既指定道路を利用する建築物の敷地となる土地の敷地割及びその敷地の面積、変更する部分	標準縮尺 1/100、 1/200
11	排水計画図 (計画平面図と兼ねることができる)	方位、縮尺、指定道路及び造成区域の排水に必要な側溝等排水施設の位置、排水施設の構造図、排水経路、排水先の水路等の管理者との協議状況	標準縮尺 1/100、 1/200 表面水及び側溝等の排水経路を矢印で明示すること
12	道路横断面図	縮尺、指定道路の舗装の構造、排水施設、勾配、幅員、境界線	標準縮尺 1/30、 1/50
13	道路縦断面図	縮尺、指定道路の中心線の長さ、高低差、勾配	標準縮尺 1/30、 1/50

14	求積図	縮尺、各地番ごとの求積、指定道路の面積の合計、指定道路及び造成区域となる土地の面積の合計	標準縮尺 1/100、 1/200
15	その他、市長が必要と認める書類	適宜、必要な事項	

- (2) 道路位置指定を申請する者は、市長から納付書の発行を受けた後、速やかに申請手数料 50,000 円を納付するものとする。
- (3) 私道変更（廃止）の承認を受けようとする場合の手続きは、道路位置指定申請の手続きに順ずる。

### 第 3 章 道路位置指定の基準等

#### 1. 承諾書を要する関係者

承諾書を要する関係者は、下記のすべての者とする。

道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者	土地登記事項証明書の甲区（所有者）による。
土地及び土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者	土地登記事項証明書の乙区（所有権以外の権利）による。 ※当該土地建築物に関する損失補償の対象者となる権利（抵当権、地役権、根抵当権等）を有するもの。
当該道を政令 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者	管理する者が複数いる場合、その全員。

※土地登記事項証明書により確認できる関係者の承諾が欠ける場合は、申請することができない。ただし、権利者が死亡した場合でその相続人が法定相続情報一覧図の写し等により明らかな場合、申請できることがあるので、事前に十分な調整を行うものとする。

#### 2. 接続道路

接続道路が私道である場合、申請に先立ち、当該接続道路の使用について問題が生じないよう必要な措置を講じるものとする。

#### 3. 指定道路の土地の分筆

- (1) 指定道路部分は原則として分筆・地目変更（公衆用道路）済みのうえ、申請するものとする。

(2) 法第 42 条第 2 項に規定する道路（以下「2 項道路」という。）に接続する場合の分筆については、図一 1 による。

#### 4. 指定道路の面積

- (1) 各地番ごとに実測したものを求積するものとする。なお、指定道路全体の面積の合計は、小数第二位までとし、小数第三位を切り捨てることとする。
- (2) 2 項道路に接続する場合は、2 項道路後退部分を含むものとする。（図一 1 C 部分）

#### 5. 指定道路の中心線の長さ

- (1) 接続道路の境界線を起点（図一 1 B 点）とし、転回広場の長さを含むものとする。区間ごとの中心線の長さは、小数第二位までとし、小数第三位を四捨五入することとする。また、中心線の長さの合計は、小数第一位までとし、小数第二位を四捨五入することとする。
- (2) 袋地状道路における転回広場までの延長及び区間の長さは 2 項道路の後退線を起点として算定するものとする。（図一 1 A 点）

#### 6. 指定道路に法定外公共物が含まれる場合

法定外公共物（道、水等）がある場合は、面積及び長さに算入し、地番の表示方法は、〇〇—〇地先とする。

#### 7. 指定道路を利用する建築物の敷地となる土地

1 区画の面積は原則として、150 m<sup>2</sup>以上とする。

#### 8. 区域内排水及び排水先の水路等

降雨による災害を防止するため造成区域の排水施設はハンドブック及び審査基準に適合した設計とする。

特に全体計画が 1,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、全体計画規模を対象として、排水処理計画を行うこと。

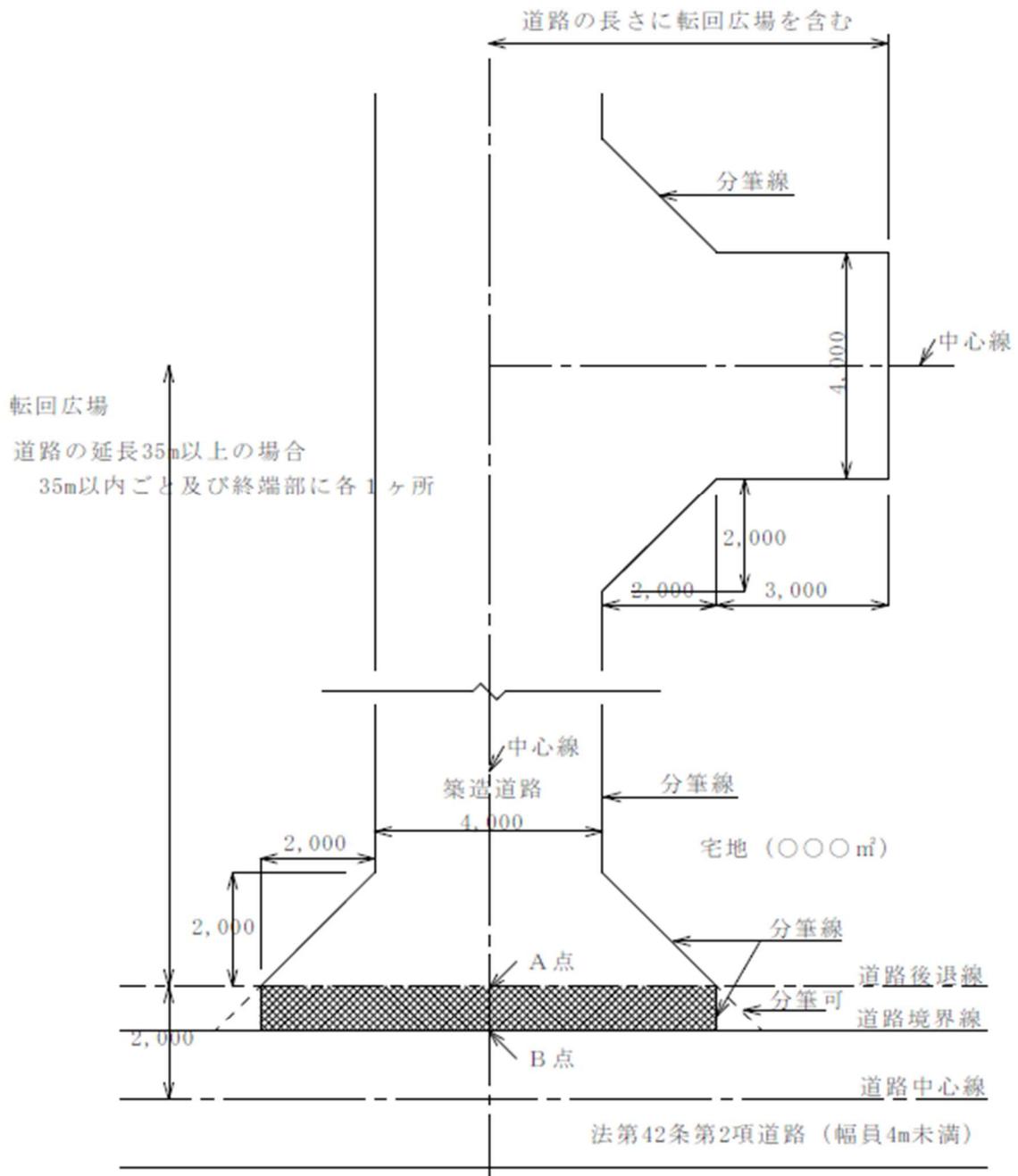
#### 9. 安全施設

指定道路が崖地等に隣接する場合又は、通行の安全に支障があると思われる場合は、擁壁、カーブミラー、ガードレール、フェンス、その他安全施設を設置するものとする。

#### 10. その他

- (1) 指定又は、変更する道路において、切土、盛土、擁壁、側溝の設置をする場合においては、ハンドブック及び審査基準に基づいて施工を行うこと。
- (2) 指定又は、変更する道路には、側溝、縁石、標示杭等を設置し、他の土地と区画するものとする。

- (3) 築造された道路施設を市に移管を希望する場合には、あらかじめ市の管理所管課と事前協議を行うこと。



(図-1) \*  C部分 指定又は、変更部分の面積に算入

## 第4章 道路の構造基準

### 1. 道路の基準

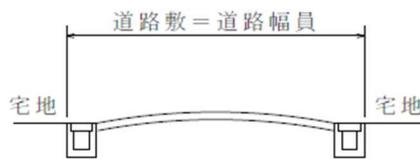
#### (1) 道路の幅員

道路の幅員は、有効4m以上とする。

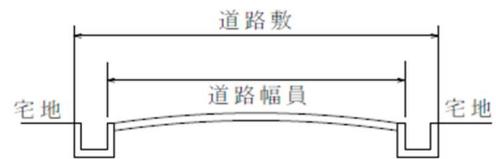
道路側溝は原則として幅員に含まれる。ただし、側溝に蓋が無い場合は、道路幅員には含まれない。また、電柱、カーブミラー、ガードレール又は擁壁等の通行に支障が生じる工作物がある範囲は、道路幅員及び延長には含まれない。

有効幅員のとりかたは、下図によるものとする。

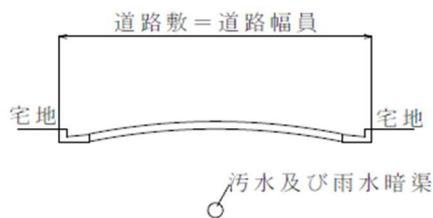
〔例〕 U型側溝（蓋設置）築造の場合



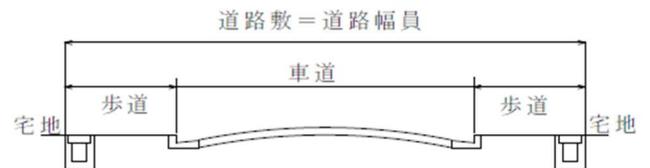
U型側溝（蓋なし）築造の場合



L型側溝の築造の場合



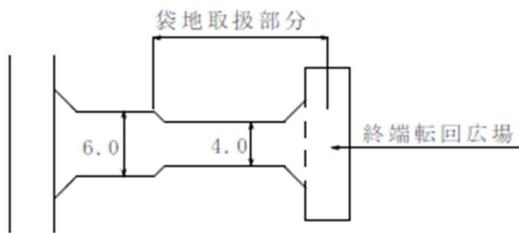
歩車道分離の場合



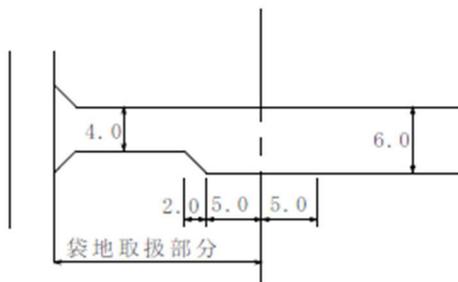
(2) 袋地状道路

道路が、次の各号の一に該当する場合は、袋地（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。（図-2～6）

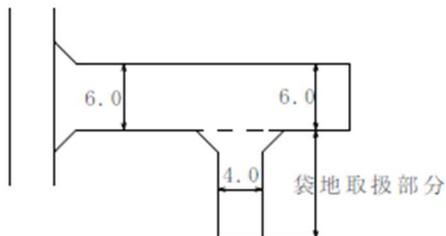
- (ア) 延長（指定又は、変更する道路が既存の幅員 6m 未満の袋地状道路に接続する場合にあっては、当該袋地状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35m 以下の場合。
- (イ) 一端が他の道路に接し、他の一端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。
- (ウ) 道路の幅員が 6m 以上のもの。
- (エ) 道路の延長が 35m を超える場合で、終端及び 35m 以内ごとに自動車転回広場（昭和 45 年建設省告示第 1837 号）が設けられている場合。



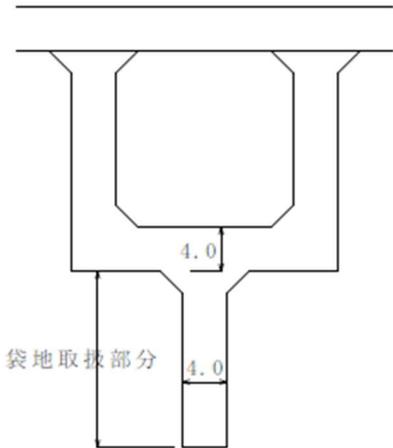
(図-2)



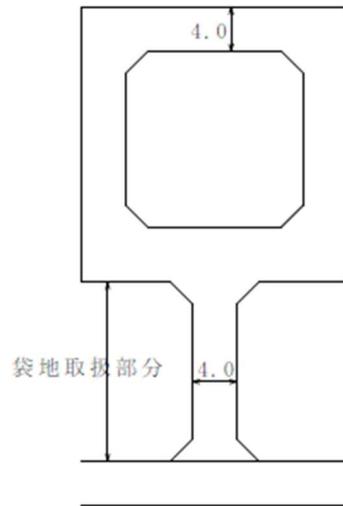
(図-3)



(図-5)



(図-6)

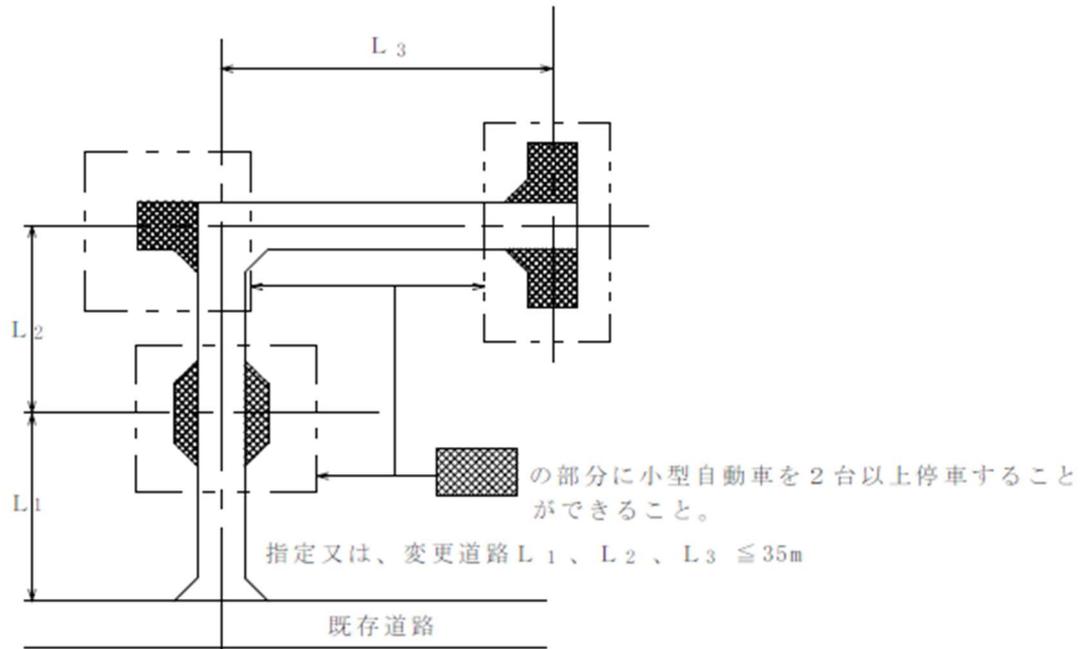


(図-7)

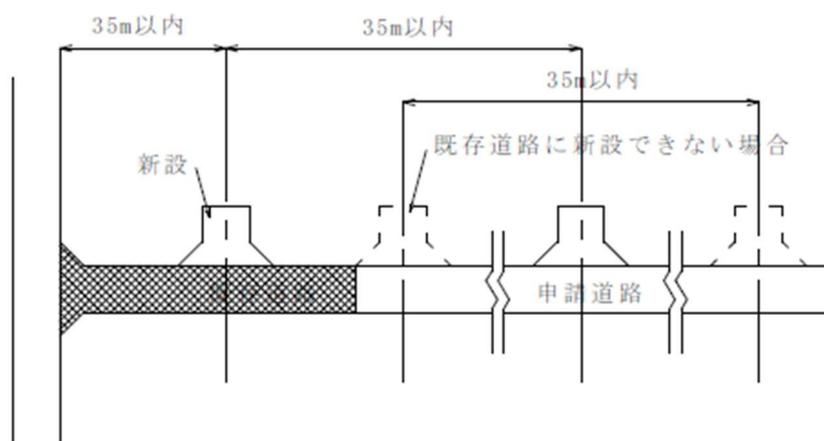
(3) 転回広場

(ア) 政令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの規定による転回広場の間隔は、接続する道路の側端（法第 42 条第 2 項の規定による道路である場合は、その道路の後退線）を起点に指定又は、変更する道路の中心線にそって測った距離とする。（図-8）

(イ) 既存の建築基準法上の道路（以下「既存道路」という。）に接続する場合、その既存道路を含めて測るものとする。（図-9）ただし、当該既存道路に転回広場を設けることが困難であると認められ、交通安全上支障がない場合は下記（図-9 点線部分）のように、転回広場を設けることができる。



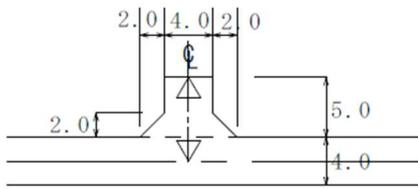
(図-8)



(図-9)

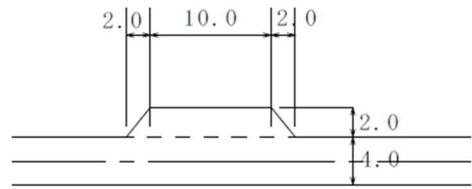
(ウ) 転回広場の規格 (4m ≦ 幅員 < 6m) (例)

①

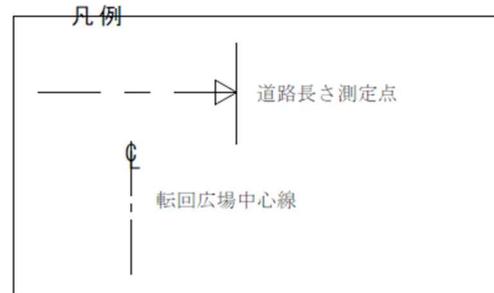
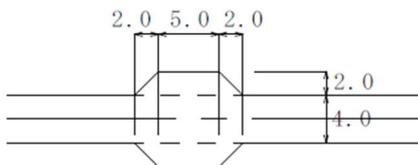


道路の長さ転回広場を含む

②

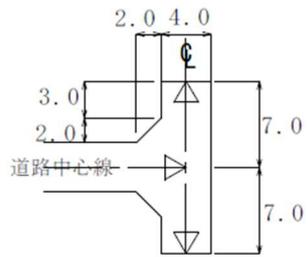


③



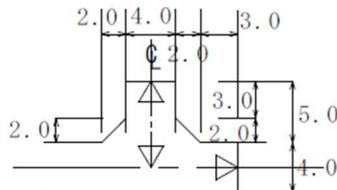
(エ) 終端部に設ける転回広場の規格 (4m ≦ 幅員 < 6m) (例)

①



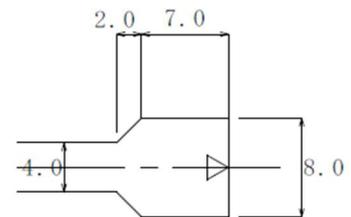
道路の長さ転回広場を含む

②

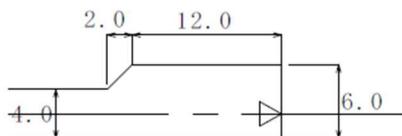


道路の長さ転回広場を含む

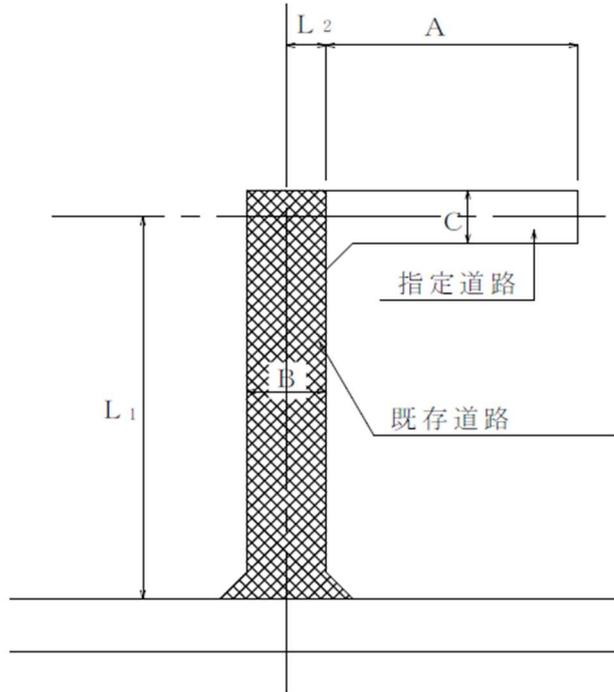
③



④



(4) 道路の延長と幅員



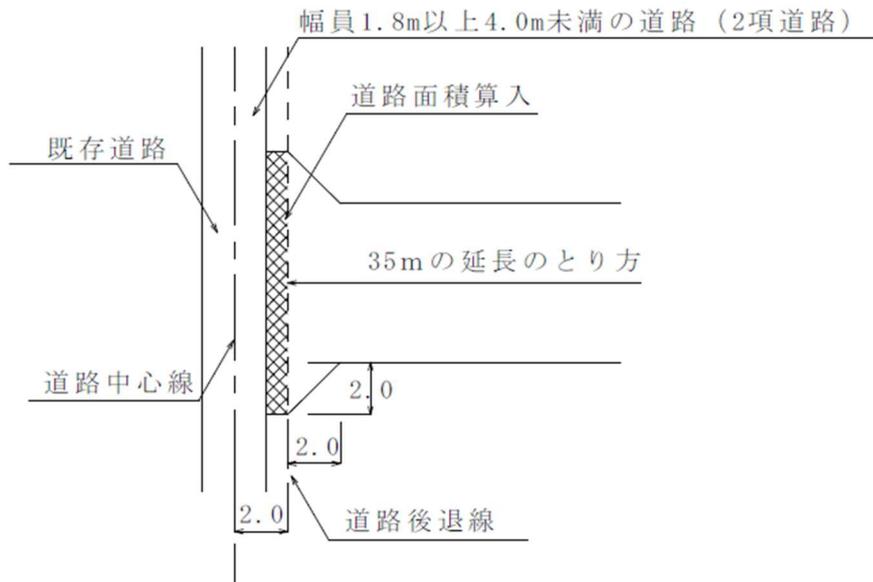
$$4\text{ m} \leq C < 6\text{ m}$$

道路の延長  $A + L_1 + L_2$

転回広場不要の場合

$4\text{ m} \leq B < 6\text{ m}$  の場合は、 $A + L_1 + L_2 \leq 35\text{ m}$

$6\text{ m} \leq B$  の場合は、 $A \leq 35\text{ m}$



(5) すみ切り

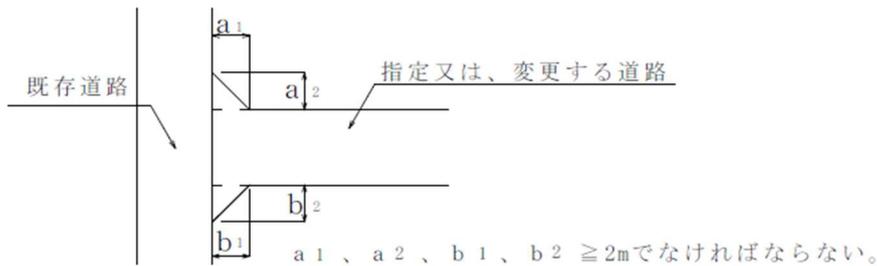
(ア) 指定又は、変更する道路が他の道路若しくは他の指定又は、変更する道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続または屈曲により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。）は角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m 以上の二等辺三角形の部分を含むすみ切りを両側に設けたものであること。（図-10）

ただし、道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これに交差する橋梁等によりすみ切りを設けることができない場合、及び、高く堅固な擁壁若しくは崖等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合（造成区域内で確保することが可能な場合を除く。）、角地の隅角をはさむ辺の長さ 3m 以上の二等辺三角形のすみ切りを片側に設けたものとするができる。（図-11）

(イ) 指定又は、変更する道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所内角が 60 度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さ 2m 以上とした三角形を含むものであること。（図-12）

(ロ) 周辺の状況により安全上支障ないと認めるときは、2m 以下とすることができる。

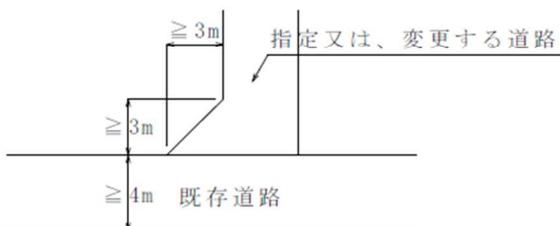
(エ) すみ切りは、接続道路（道路敷きを含む。）の外に設けたものであること。また、接続道路と指定道路（すみ切りを含む。）は、通行上有効に接したものであること。



(図-10)

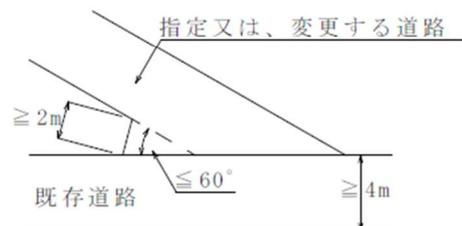
片すみ切り

(やむをえない場合)



\*但し、転回に支障がない場合を除く。

(図-11)



(図-12)

(6) 舗装

道路の表面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装又は鋼製格子蓋等、水が溜まらず、かつ、ぬかるみとならない構造とする。

(7) 道路の勾配

(ア) 縦断勾配が 12%以下であり、かつ、階段状でないものとする。

(イ) 横断勾配は、1.5～2.5%程度とする。ただし、延長が短く表面水を縦断勾配で処理できる計画等、排水に支障がない場合、0%とすることができる。

改正の経緯

平成 15 年 4 月 21 日 制定

平成 19 年 7 月 1 日 改正

平成 20 年 1 月 17 日 改正

平成 20 年 7 月 8 日 改正

平成 21 年 8 月 6 日 改正

平成 25 年 8 月 1 日 改正

令和 2 年 7 月 22 日 改正